

感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染の防止に留意し、院内感染発生の際にはその原因のすみやかな特定、制圧、終息することを目的とし、安全・安心な医療提供できるよう、病院全体として感染対策に取り組めます。

2. 院内感染対策のための委員会や院内組織に関する基本事項

<院内感染対策委員会の設置>

感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。

<感染制御チームの設置>

院内感染対策委員会および感染制御チームと現場のつなぎ役として感染対策情報交換の要となり、感染対策の実務を行っています。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染の基本的な考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とし、全職員を対象とした研修を年2回以上実施しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生時は、速やかに院内感染対策を策定し、実施するために全職員への周知徹底を図ります。必要に応じ、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者様およびご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他、院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルを見直し、改訂を行います。